

プレスリリース

このリリースに関する連絡先:

三島祐子
広報担当アシスタントマネージャー
03 6271 9408
yuko.mishima@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー、英 **Financial Times** 紙が主催する「**Asia-Pacific Innovative Lawyers Awards**」において「**Innovation in Business of Law Award**」を受賞

【アジア・パシフィック発 2016年6月20日】ベーカー&マッケンジーは、アジア・パシフィック地域における革新的で優れた法律事務所として認められ、2016年度版 **Financial Times Asia Pacific Innovative Lawyers Report** において高い評価を受けました。ベーカー&マッケンジーは「Standout (卓越した事務所)」の評価を受けたほか、上海自由貿易区だけでなく、中国においても初めてとなった国際法律事務所と中国系法律事務所による共同事業「**Baker & McKenzie FenXun (FTZ) Joint Operation Office** (ベーカー&マッケンジー及び奮迅律師事務所による共同事業)」の設立が評価され、「**Innovation in Business of Law Award**」を受賞しました。

この中国における共同事業は先ごろ設立一周年を迎え、クライアント企業の代表者の皆様のほか、政府関係者の皆様、弊事務所と親交のある関係者および所員が参加しての祝賀シンポジウムが開催されました。

また、みずほ銀行による「**ASEAN+3 債券発行共通フレームワーク (AMBIF : ASEAN+3 Multi-Currency Bond Issuance Framework)**」に基づく初のタイバーツ建て債券発行に際して、同行に提供したアドバイザリー・サービスも高く評価されました。これは、**ASEAN** 地域におけるクロスボーダー金融取引にかかる枠組み整備に向けた端緒を開いた事案となりました。本件には、ベーカー&マッケンジーバンコク事務所の **Viroj Piyawattanametha** をリード・パートナーとし、**Kowit Adireksombat**、**Natcha Sihanatkathakul**、及び **Chewin Chiangkan** が携わりました。

ベーカー&マッケンジーのアジア・パシフィック地域のチェアマンであるブルース・ハンブレットは、「1949年に世界初のグローバルファームとしてスタートして以来、私たちは比類のない革新の歴史を築いてきました。弊事務所はアジア・パシフィック地域に進出した最初の国際法律事務所であり、以来50年以上にわたり、当地においてサービスを提供し続けています。今後も、市場を開拓し、クライアントの皆様のご期待にお応えできるよう、常に時代の先端を行くために尽力いたします。このたびの受賞に関して **Financial Times** に感謝の意を表するとともに、クライアントの皆様からの継続的なご支援に心より感謝を申し上げます。」と述べています。

全受賞者リストについては **FT Innovative Lawyers Awards Asia 2016** の [ウェブサイト](#) をご参照ください。**Financial Times** の **Innovative Lawyers Report** は [こちら](#) よりご覧いただけます。

■ ベーカー&マッケンジーについて

ベーカー&マッケンジーは、47 か国 77 の事務所に 12,000 名以上を擁する国際法律事務所です。1949 年の設立以来、各国の言語およびビジネス環境に対する深い理解に基づく高品質のサービスを提供する法律事務所として知られています。2015 年 6 月 30 日決算期における収入は、24 億 3,000 万米ドルになります。ファームのエグゼクティブ・コミッティのチェアマンは、エデュアルド・レイテイが務めています。

www.bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカー&マッケンジーの東京事務所として 1972 年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカー&マッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

www.bakermckenzie.co.jp



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。